

## 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン 用語解説

頁	用語	説明
9, 22, 24, 25	練馬こども園	私立幼稚園で長時間の預かり保育などを行う、区独自の幼保一元化施設です。
23, 24, 25, 83	練馬こどもカフェ	区内のカフェ等で、お子さんと一緒に参加して、遊んだり、保護者同士が交流したり、リラックスできる場を提供します。 地域の幼稚園教諭や保育園の保育士、栄養士、看護師などに、気軽に育児に関する相談もできます。
24	ファミリーサポート事業	区が実施する保育サービス講習を修了した有償ボランティア（援助会員）が、利用会員登録をした区民の子どもを預かる育児支えあい事業です。 生後 58 日から小学 6 年生までの児童が預かりの対象です。
24, 82, 83	AI チャットボット	対話を意味する「チャット」と「ロボット」を組み合わせた造語で、AI（人工知能）を活用した「自動会話プログラム」のことです。 パソコンやスマートフォンなどで質問を入力すると、24 時間 365 日、必要な情報を自動的に回答します。
25, 81	マイナポータル	各個人がマイナンバーカードによる認証を行うことで、パソコンやスマートフォンから利用できるインターネット上の専用サイトです。 やりとり履歴（情報提供等記録表示）や利用者自身の情報（自己情報表示）、ぴったりサービス（子育てに関するサービス検索・オンライン申請）等の機能があります。

頁	用語	説明
26	母子健康電子システム	妊婦健診や乳幼児健診の健診情報を電子化し、ご家庭の事情に合わせて区内のどの保健相談所でも健診や相談を受けられるようになりました。健診等の結果を、保護者などが「電子母子手帳アプリ」から閲覧・共有ができるようになりました。
26	練馬区虐待対応拠点	都内で初めて都区共同で設置する虐待対応の拠点です。都児童相談所職員が虐待相談に対応するとともに、同一施設にある区子ども家庭支援センターと合同での調査や個別ケース検討会議を実施します。都と区が役割分担、強みを活かした連携を深めることで、練馬区全体の児童相談体制を強化しています。
27	産後ケア事業	産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが、健康状態の確認や乳房ケア、母乳やミルクのあげ方についてのアドバイス、沐浴の練習、育児相談などを受けることができる事業です。 助産師さんのいる施設での宿泊（母子ショートステイ）や通所（母子デイケア）、ご自宅に訪問してもらう産後ケア訪問があります。
25, 29, 31	医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）	医療的ケア児とは、日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のことをいいます。 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加していることから、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。 医療的ケア児支援法は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律です。

頁	用語	説明
9, 28, 29	ねりっこクラブ	<p>小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。</p> <p>実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」と、保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」があり、児童の成長などにあわせて選択することができます。</p>
9, 28, 29	ねりっこプラス	<p>ねりっこクラブ実施校における待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用し、学童クラブに準ずる保育機能を持った安全な居場所を提供する事業です。</p>
30	ICT 支援員	<p>学校における教員の ICT 活用（授業、校務、教員研修等）を支援する人員です。ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行います。</p>
30, 31	教育 ICT 実践事例集	<p>すべての教員が ICT を使って効果的な授業を行えるよう教科や学習目的に応じた具体的な実践事例をまとめたものです。</p>
30	学校支援コーディネーター	<p>地域の多様な人材を活用し、学校の教育活動の充実を図るため全校（園）に配置され、地域の支援人材と学校のニーズを調整します。</p>
30	適応指導教室	<p>区内在住の不登校児童・生徒に対して、心の安定を図るための相談支援や集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツ等のグループ活動や児童・生徒一人一人が希望する学習活動を行い、社会的自立ができるよう支援しています。</p>
30	中 3 勉強会	<p>生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学 3 年生を対象として、高校入学試験科目を中心に、基礎的な学力を身につけるための学習支援、学習・進路に関する相談を行います。</p>

頁	用語	説明
31, 85	デジタル教科書	<p>紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材です。</p> <p>文部科学省は、小学校での令和6年度導入に向けデジタル教科書の実証事業を実施しています。</p>
31, 44,	ヤングケアラー	<p>本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。</p>
32, 34, 35,	地域包括支援センター	<p>保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護だけでなく、福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口です。</p>
35	介護医療院	<p>要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。</p>
36	はつらつシニアクラブ	<p>地区区民館、体育館等の区立施設で、体力、体組成、血管年齢、骨の健康度（骨硬度）などの測定会を実施し、身体状況へのアドバイスと、近隣の体操や文化活動を行っている地域団体の紹介を行う事業です。</p>
9, 33, 36, 37	街かどケアカフェ	<p>高齢者など地域住民が気軽に集い、介護予防について学んだり、健康について相談したりすることができる地域の拠点です。</p>
9, 32, 35 36, 37, 86	高齢者みんな健康プロジェクト	<p>医療・健診・介護などのデータを横断的に活用し、訪問や介護予防教室により高齢者の健康を総合的に支援する事業です。</p>

頁	用語	説明
34, 35	都市型軽費老人ホーム	<p>身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいです。</p> <p>全室個室（1部屋4畳半～6畳程度）であり、食事を提供するほか、共同浴室などがあり、安否確認や見守りを行う職員が24時間常駐します。</p>
34, 35	看護小規模多機能型居宅介護	<p>利用者（要介護のみ）の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスに加え、看護職員に自宅に来てもらう「訪問看護」を組み合わせたサービスが一体的に受けられます。</p>
40, 41	地域生活支援拠点	<p>地域の障害者に対する相談や緊急時の受入れ・対応等を行う支援拠点です。居住支援機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供や地域の体制づくり等）をグループホーム等と一体的に行う「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が機能分担する「面的整備型」があります。</p>
38, 48, 49	三次救急	<p>救急医療体制は、都道府県が作成する医療計画に基づき、患者の症状に応じて初期（一次）救急、二次救急、三次救急の三段階に分けられています。</p> <p><b>【初期（一次）救急】</b></p> <p>入院を必要としない軽症の患者に対応する救急医療です。</p> <p><b>【二次救急】</b></p> <p>入院治療を必要とする中等症および重症の患者に対応する救急医療です。</p> <p><b>【三次救急】</b></p> <p>生命の危機を伴う重症および複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する救急医療です。</p>

頁	用語	説明
49	高度急性期機能・ 急性期機能・ 回復期機能・ 慢性期機能	<p>病院の機能にはそれぞれ専門分野があり、患者の容体に応じて連携して治療を行っています。</p> <p><b>【高度急性期機能】</b> 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能です。</p> <p><b>【急性期機能】</b> 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能です。</p> <p><b>【回復期機能】</b> 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリテーションを提供する機能です。</p> <p><b>【慢性期機能】</b> 長期間の療養が必要な患者の治療を行う機能です。</p>
50, 51	ねりまちてくてくサ プリ	<p>日々の健康づくりを応援する練馬区オリジナルのスマートフォン用アプリです。練馬のまちを歩いて、巡って、楽しく健康づくりが続けられるように様々な機能を搭載しています。健康づくりにつながる様々な情報も提供しています。</p>
9, 54, 55	密集住宅市街地整備 促進事業	<p>老朽住宅が密集し、道路や公園等の公共施設が未整備なため、良好な住宅の供給と住環境の改善が必要な地区において、老朽住宅等の建替え促進、良好な住宅の供給と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進める事業です。</p>
9, 54, 55	防災まちづくり推進 地区	<p>防災上の危険が懸念される地区を区独自に防災まちづくり推進地区に指定し、集中的に防災性の向上に取り組んでいます。</p> <p>現在は、田柄、富士見台駅南側、下石神井の3地区を指定しています。</p>

頁	用語	説明
52, 54, 55	流域対策	総合的な治水対策の一環として、流域内に降った雨水を貯留したり、浸透させたりして、河川や下水道への流出を抑制する対策です。
54, 55	雨水貯留浸透施設 (雨水浸透施設)	<p>雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を有する施設をいいます。</p> <p>都市化により低下した流域の雨水流出抑制機能を回復させるもので、貯留槽・貯留管や調整池などの「雨水貯留施設」と、浸透ます、透水性舗装などの「雨水浸透施設」に大別されます。</p>
9, 57, 58	連続立体交差事業	市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業です。
56, 57	公共交通空白地域	駅から 800 メートル以上かつ、バス停 (30 分に 1 便以上運行) から 300 メートル以上離れ、公共交通を利用しづらい地域のことで、改善を図ることとしています。
58, 59	地区計画	都市計画法に基づき、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の各街区を整備し保全するために、建築物の形態、公共施設の配置などを定める都市計画です。
58, 59	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、駅前をはじめとする市街地内の土地利用の細分化や防災上危険性の高い建物の密集、十分な公共施設がないなどの都市機能の低下がみられる地域において、建物の共同化や公共施設整備を行うことで、活力ある豊かなまちづくりを推進する事業です。
60, 61	練馬区みどりを育む基金 (練馬みどりの葉っぱい基金)	練馬区みどりを育む基金条例に基づき、練馬区のみどりの保護と回復を図ることを目的として設置した基金です。

頁	用語	説明
61	みどりの実態調査	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、みどりの保全と創出に関する施策を検討するために、5年ごとに実施している調査です。
62, 63	地域コジェネレーションシステム	災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を、災害時に近接医療救護所に融通するシステムです。
63	超高効率燃料電池システム	都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させて電気をつくる仕組みで、世界最高クラスの発電効率を実現したシステムです。
66, 67, 68, 69, 79	練馬ビジネスサポートセンター（ネリサポ）	<p>区内中小企業者の経営改善、販路拡大、資金調達、補助金活用、事業計画作成などの悩みや課題解決をサポートする総合窓口です。</p> <p>経験豊富なビジネスマネージャーと、各専門相談員が連携して、多様な経営課題の解決をサポートします。</p> <p>また、練馬区産業融資あっせん制度による資金貸付の申込窓口を併設していますので、相談から資金融資あっせんの申込みまでをワンストップで利用いただけます。</p>
9, 64, 70, 71	世界都市農業サミット	<p>近年、世界の各都市において、都市における農業や農地の役割が見直されてきており、農業への関心が高まる中で様々な取組が進んでいます。</p> <p>世界都市農業サミットは、練馬の都市農業の魅力と可能性を世界に発信し、参加都市が相互に学び、更に都市農業を発展させていくために令和元年11月29日から12月1日まで開催したものです。都市農業について積極的な取組を行っているニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントの5都市から農業者や研究者、行政担当者が参加する分科会・シンポジウムを開催し、最後に「世界都市農業サミット宣言」を発表しました。</p>



頁	用語	説明
70, 71	農の風景育成地区	<p>都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、東京都の独自制度として平成23年8月に創設されています。区内では、平成27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、令和元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」が指定されています。</p> <p>地区指定により、農業者との協力・連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進され、また都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれることが期待されます。</p>
70, 71	生産緑地貸借制度	<p>平成30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りることが可能となりました。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から生産緑地を借りて貸農園を開設することが可能となりました。</p>
9, 78, 79	地域おこしプロジェクト	<p>区民の自由な発想により、未来に向けた練馬の発展につながる取組を区との協働により推進する事業です。</p> <p>選定した事業には、3年間で最大300万円の補助金を交付するほか、プロジェクト推進担当として区の若手職員の配置、専門家による経営相談の実施など、各団体の事業実施をサポートしています。</p>
79	練馬つながるフェスタ	<p>区内には、自分たちの暮らす地域を良くしようと、町会・自治会をはじめNPOやボランティアグループ等が数多く活動しています。こうした地域活動が、より活発に行われるよう支援するため、多くの区民に活動を知る機会と参加のきっかけを提供するとともに、団体同士による協働の取組の促進を図る「練馬つながるフェスタ」を毎年開催しています。</p>

頁	用語	説明
60, 61, 78, 79, 83	つながるカレッジね りま	<p>地域に関わる様々な学習分野で、活動に役立つ知識やスキルを学ぶ、実際の活動につながる場所です。</p> <p>福祉・防災・農・みどり・環境の5つの学習分野のほか、地域活動への認識を深めるための共通講座を実施しています。</p>